



参加・ご利用ください！ 市の空家対策を紹介

前回受講者の声(アンケートより抜粋)
・空家対策についてよく学べた。
・継続的に講演会を開いてほしい。

第2回空家予防啓発講演会 「家の将来、家族の未来～知っておきたい空家の基礎知識～」

自宅が空家になる前や、なった後に知っておくべき知識を学ぶ講演会を開催します。自宅が空家になるかもしれない人、空家を相続した人、近所に空家があって困っている人など、どなたでもお越しください。今のために、将来のために、みなさんと空家のことを一緒に考えてみませんか。

- **日時** 12月14日(土) 午後2時30分～4時30分(開場 午後2時)
- **場所** 穂高交流学习センター「みらい」多目的ホール
- **内容** 第1部「空家の相続と登記手続きについて」講師：大出 繁さん(司法書士)
第2部「空家の管理と利活用」講師：中山卓史さん、中嶋一恭さん(建築士)
- **費用** 無料 ● **申込** 不要

☎環境課環境保全担当 TEL71・2491 FAX72・3176

空家相談会(予約制)

空家に関するさまざまな相談を受け付けます。建築士、司法書士、市職員が一緒に対応します。

※内容によっては専門家を紹介する対応となります。

- **日時** 12月16日(月)・17日(火)
各日①午前9時～②午前10時～③午前11時～
④午後1時～⑤午後2時～⑥午後3時～
計12枠(先着順。1枠50分程度)
 - **申込** 11月27日(水)から12月13日(金)までに、
環境課へ電話で
- ☎環境課環境保全担当 TEL71・2491 FAX72・3176

「空き家バンク」登録受付中

安曇野暮らし支援協議会HP内に開設しています。空家物件を利用したい人は、利用者登録をすることでサイト内の空家物件の情報を閲覧でき、仲介事業者が物件の取り引きを仲介します。空家を売りたい、貸したいと考えている人は、仲介事業者と仲介契約を結ぶことで、サイトに掲載が可能になります。詳細は

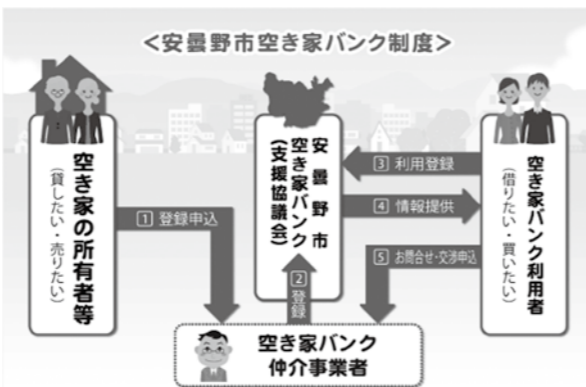
[安曇野市空き家バンク](#) [検索](#)

☎政策経営課企画担当 TEL71・2401 FAX71・5155

空家に関する出前講座

市の施策や制度を担当職員が説明に何う「協働のまちづくり出前講座」のメニューのひとつとして「いま、知っておきたい空家の基礎知識」をテーマに、空家の現状や気をつけるポイントなどをお話しています。区や常会等、地域での勉強の場や、イベントの隙間時間等にご活用ください。

☎地域づくり課
まちづくり推進係
TEL71・2494 FAX72・3176



みんなで考えよう、 空家のこと

～管理不全の空家を出さないために～

草木の繁茂や害虫の発生、倒壊の恐れなど、さまざまな問題を引き起こす空家。全国で約7件に1件が空家となっている今、空家問題は他人事ではありません。空家の抱える問題や対策を紹介します。

☎環境課環境保全担当 TEL71・2491 FAX72・3176

(表1) 市内の空家状況

	簡易危険度	合計	豊科	穂高	三郷	堀金	明科
周囲に悪影響のない、管理されている空家		357	82	138	52	17	68
建物本体の劣化がない、または軽微だが、敷地内が荒れている空家(草木繁茂等)		538	178	126	66	46	122
建物本体に明らかな劣化が見られ、将来的な悪影響が心配される空家		141	34	42	13	5	47
建物の劣化が酷く、悪影響が心配または既に悪影響が及んでいる空家		107	27	20	7	4	49
合計		1143	321	326	138	72	286

市内に1143戸の空家

総務省が行った「平成30年住宅・土地統計調査」によると、総住宅数に占める空家の割合(空家率)は13.6%で過去最高を記録するなど、空家は年々増加の一端をたどっています。平成30年度に市が行った空家実態調査(表1)では、利活用可能な状態の建物も含めて、市内に1143戸の空家と思われる建物を確認しました。

空家の管理は所有者の責任

空家の適正な管理は所有者あるいは相続人の責任です。空家の放置には次の3つが「かかる」ことを理解し、適正な管理をしましょう。

- ① **迷惑が「かかる」**
景観や環境を悪くすることはもちろん、不法侵入や不法投棄等の犯罪を招きやすくなります。災害時には倒壊して他人に被害を及ぼす等、防災上のリスクも高く、近隣に迷惑がかかることがあります。
- ② **お金が「かかる」**
空家の倒壊等で他人に被害を与えた場合、賠償を求められる場合もあります。また、管理されていない建物は劣化が早く、資産価値が下がりがやくなります。

③ 手間が「かかる」

きちんと相続の手続きを取らずにいると、子や孫の代になって処分をしようとしても、膨大な手間がかかることがあります。

相続したらまずは相続登記

管理不全の空家を出さないために、空家を相続したらまずは相続登記をしましょう。その上で、空家の管理には大きく分けて次の3つの選択肢があります。

- ① **管理して残す**
定期的なメンテナンスや除草・剪定、空気の入替え等を行うことで、将来の利活用のために現状を維持します。
- ② **他の人に使ってもらう**
売却や賃貸等により、他の人に使ってもらうことで、空家のままにせず、収入を得ることもできます。いきなりリフォームするのはなく、まずは現状のまま不動産業者等にご相談ください。
- ③ **解体する**
活用が見込めない場合や差し迫った危険がある場合は、解体除却をして更地にする必要があることもあります。更地となった土地は駐車場や貸土地、家庭菜園等として活用することが考えられます。

空家について困ったときは

空家に関する相談は分野によって窓口が異なります。まずは専門家へ相談しましょう。どこに相談すれば良いか困ったときは、市役所環境課へご相談ください。

- **相続や遺産分割、登記** → 弁護士、司法書士
- **リフォーム、耐震診断等** → 建築士、建築事業者
- **売却、賃貸** → 不動産事業者、市空き家バンク
- **家の維持管理や剪定の依頼** → シルバー人材センター等民間事業者

